

第 9 号

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 6 月 5 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成 1 9 年熊本県条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「3 5 人」を「3 0 人」に改める。

附則第 3 条第 3 号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年熊本県条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「3 5 人」を「3 0 人」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 3 項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第 6 項第 2 号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第 5 条第 2 号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における一の学級の子どもの数については、第 1 条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 1 4 年 3 月 3 1 日までは、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一の学級の園児の数

については、第2条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

(提案理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。